

法人会ニエス 2015 3

江東 ひがし

◎新年賀詞交歓会

税務 6 団体主催…………… 2

◎小学生「税の絵はがき」

選考優秀作品…………… 4

浮世絵

東洲斎写楽

三世市川門之助の 伊達の与作



この絵は、寛政六年五月河原崎座上演の「恋女房染分手綱」で、乳人重の井と恋に落ち、主家の勘当をうける伊達の与作を描いた作である。二枚目の和事の役柄が完全に描かれている点、写楽の佳作の一つである。一見平凡のように見える、やさ男で意思が弱く、じつと我慢して主家を追われる内面的な役柄が、その風貌にも衣裳の色彩に

も表現されていて、写楽の描写力の厚み、奥行きがよく示されている。おどおどしたような眼、悲しみをこらえる口もと、躊躇する右手、これらの描写に切実味がある。また衣裳の色彩が和事師の感じを出している。藤紫の着物に下着が黄と薄紅の二枚重ね。この薄い派手な色の配合が役柄のすべてを現している。
(解説 吉田暎二氏 抜粋)

山田 晃氏所蔵



挨拶等のセレモニー

この新年賀詞交歓会は、平成20年まで、税務6団体それぞれ単独に開催してきたが、効率面、経費面を勘案して、税務6団体で構成する江東東税務親和会（構成団体名は別



挨拶する松本会長

平成27年の幕開け 新年賀詞交歓会を開く 税務6団体主催

掲)の主催で開催することになったもの。

新年賀詞交歓会では、冒頭に

税務親和会の松本光史会長(当会会長)が「江東東税務親

和会を構成する各団体は、事業活動についてはそれぞれに

異なるものの、共通してその底流にあるものは、税知識の

普及、納税意識の向上、円滑なる税務行政への寄与である

ので、今後とも各団体が手を携えて、その推進に努めていきたい」と挨拶した。

続いて、川瀬宏江東東税務署長、池田美英江東都税事務所長ら来賓二氏から挨拶をいただいた。

その後、懇談会から出席の山崎孝明江東区長の挨拶の後、来賓・会員との和やかな懇談の後、税務親和会の菅野潔幹

法人会会館会議室の貸出しのご案内

去る12月5日開催の第4回理事会において、当会会館の2階会議室の貸出しについて承認された。

貸出しは、当会の公益目的事業の一環として、地域企業の健全な発展及び地域社会への貢献という趣旨で行われるもの。

貸出要領の概要は、①貸出し開始時期〓本年4月1日か

ら②対象〓会員・非会員③受付〓電話・ファックスにより1ヶ月前から先着順④使用申込書〓受付と同時に所定の使用申込書を提出⑤貸出し不可〓土・日・祝日・年末年始休暇、飲食のみの使用、反社会的組織、その他使用が不適当と認められる場合⑥使用後〓原状復帰⑦料金〓別掲ご参照(詳しくは当会ホームページ



懇談会

事(江東東間税会会長)の中心で終了した。

なお、この新年賀詞交歓会に先立ち、当会主催の新春講演会が行われ、スポーツジャーナリスト・大阪芸術大学教

ご参照・アドレスは本誌裏表紙に掲出) なお、当会会館の2階会議室の概要は次のとおり。①面積〓約60平方メートル(縦7メートル90センチ×横7メートル60センチ)②附帯物〓黒板2台、演台1台、机15個(3人掛け)、椅子50脚、マイク2本、アンプ1個、スピーカー2個、スクリーン、プロジェクター、給湯

江東東法人会館 2 階会議室使用料

区分	午前 (9:00~12:00)	午後 (13:00~17:00)
会 員	1,500円	2,000円 ※13:00~19:00 3,000円
非会員	2,000円	3,000円 ※13:00~19:00 4,500円

料金は消費税込みの料金です。

江東東税務親和会構成団体
①江東東納税貯蓄組合連合会②(一社)江東東青色申告会③(公社)江東東法人会④東京税理士会江東東支部⑤東京小売酒販組合城東支部⑥江東東間税会

授の増田明美氏を講師に迎え「夢を走り続ける女たち」と題し、ご自身の経験談をユーモアを交えながら講演いただいた。

『未然に防ぐ労使トラブル』

税務研究部会・江東東間税会合同研修会

税務研究部会は12月10日(水) 法人会館において、「未然に防ぐ労使トラブル」をテーマに、社会保険労務士の㈱S R マネジメント社長・松山正光氏を講師に迎え、江東東間税会と合同で23名が参加して研修会を行った。



講師の松山正光氏

税務研究部会は、従来、税法・税務について研修を行っているが、今回は視点を改めて最近とみに見聞きする労使トラブルをテーマにした。研修内容は中小企業の労務管理のあり方として

① 労働基準法における労働時間と割増賃金の根

拠

② 時間外労働時間と割増賃金の考え方

③ 年俸制を採用した場合の労働時間と割増賃金の考え方

④ 固定残業手当の設定に当たっての根拠

⑤ 管理監督者の時間外労働と割増賃金

以上さまざまな場合を想定した注意点、またいくつかの裁判事例を参考に「どうして訴えられたか」「どうすればよかったのか」を検証していただいた。



熱心に聞き入る参加者

松山講師は、インターネットなどにより情報収集が多様化している今日、労働者の意識は格段に変化しているとし、訴えられる前に、会社で今、何が出来るのかなどの対策をアドバイスされた。



労働紛争事例の新聞で解説

労働紛争、裁判は避けたいところだが、起訴され裁判で敗訴した場合は会社にとってイメージダウンにもつながり、企業戦略の足かせともなる。業績が低下するだけでなく、ブラック企業とレッテルを貼

『e-Taxによる確定申告』

源泉部会・税務研究部会合同研修会



講師の甲斐上席調査官

所得税の確定申告期を前に1月22日(木)源泉部会・税務研究部会合同の研修会が行われ15名が参加した。内容は『e-Taxによる確定申告』。

江東東税務署・個人課税第1部門、甲斐上席調査官を講師に、PCを1人1台使って確定申告書の作成を体験した。甲斐上席調査官は、給与所得の源泉徴収票の入力、医療費控除の入力、寄附金控除の入力の仕方などを分かりやすく説明、指導してくれた。参加者の中には、オンライン

ンによる電子申告と聞くと、PCを使ってなにやら難しい通信や認証方法を習得する必要がある、難解なイメージがあったようだが、基本を理解して、実際に手順に沿って行えば意外と簡単なようだ研修後に話してくれた。

電子申告(e-Tax)は、PCにより確定申告書の作成・送信ができ、このことにより、税務署に向くことなく、自宅から時間を気にすることなく、いつでも手軽に申告することができるなど利便性の高いものがある。



PCを使って入力中

スマートフォン等でe-Taxがご利用いただけるようになりました。

連 載

支部長さんご推薦の店⑥

蕎麦処 玉川屋

亀戸第4支部長ご推薦



推薦の野崎支部長

連載6回目となる今回は、野崎亀戸第4支部長が推薦する蕎麦処「玉川屋（たまがわや）」さんを訪問した。

お店は、亀戸駅から十三軒通り（明治通り）を北に進んで蔵前通りを渡った所にある。暖簾を潜ると2人用、4人用のテーブルがあり34席、奥にはお座敷もあり、宴会や打ち合わせなどにもゆつくりできそうだ。

店主は「玉川屋」二代目、田中庄一さん（51才）。庄一さんが調理し、お母さん二三子（ふみこ）さんが素早くお客さまに運ぶ。ひっきりなしに入る出前は初代、お父さん

の福三（ふくぞう）さん（80才）と若い従業員さんが担当している。昼の時間は庄一さんの奥様もホールを手伝いに来るといふ繁盛店だ。



左から福三さん、庄一さん、二三子さん

福三さんに「玉川屋」さんの由来を尋ねると、130年もの歴史があり、その昔、小松川橋の袂で往来する馬車や旅人のよき休息所としてそば屋を始めたという。そこで修行をした親族が同じ「玉川屋」の暖簾で次々に店を出し、嘗ては亀戸地区には4店舗あった。しかし今は京葉道路沿い

の消防署隣のお店と2軒なつてしまったと寂しがる。

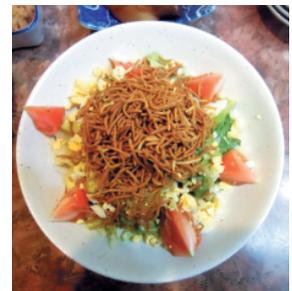
昭和37年に今のお店のある敷地を借りて小さな店を始め、昭和45年に現在の場所が売りにでたため思い切つて購入したとのこと。庄一さんの「店を継がせて欲しい」との申し出に「玉川屋の倅が」つて言われるような人間になるな」と言い一緒に店をやることになったと福三さんは当時を振り返る。

そんな2人の蕎麦に対するこだわりは、そば粉は常陸の秋蕎麦と北海道旭川の7割蕎麦、そばつゆに使う削り節は毎日店で削っているという。

人気の鍋焼きうどん



定番の天ざる



お勧め玉ちゃんサラダ

お店の人気メニューは、蕎麦はもちろんだが、1年を通じて『鍋焼きうどん』（1000円）や『カレー南蛮うどん』（780円）。他にも丼物や定食、酒の友も充実している。特に揚げた蕎麦が乗っている『玉ちゃんサラダ』（600円）もお勧めだ。



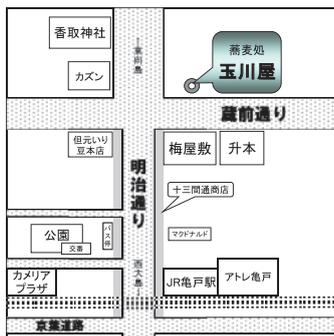
メニューの絵を見ても楽しめる

メニューには写真だけでなく、庄一さんが自ら描いた料理の絵が載っていて目で楽しめるし、どれも食べてみたくなる絵だ。庄一さんは「梅屋

敷、香取神社ご参拝などにお越しの際は是非お立ち寄りください」と照れながらPR。玉川屋さんは美味しい蕎麦を安く食べてもらいたい！をモットーに毎日頑張っている。



蔵前通りに面した入口



住所…亀戸4-19-14
電話…3684-0010
時間…11時〜20時30分
休業日…木曜日
交通…亀戸駅徒歩7分

連載

わがまち 城東 その14

釜屋跡・釜六と釜七

大島一丁目

この釜屋跡というのは江戸時代に鋳物師太田氏釜屋六右衛門(釜六)と田中氏釜屋七右衛門(釜七)の工場と住居があった跡で、現在の釜屋堀公園から南へ小名木川の岸までのあたりにあった。

江戸開府後、急激な大都会出現に応じて多数の生産者が必要となり、その要請で釜六と釜七の両家が近江(滋賀県)の国から江戸にでて、幕府の日用品と一般向きの鍋釜をつくり、のちに梵鐘、仏像、天水桶などを鋳造した。ここで作られる釜は「深川の釜」とよばれる名声を博した。

釜六は、はじめ芝にいたが増上寺敷地拡張のため、大島村に移り、鋳造業を営み江戸時代末期におよんだ。

当区内において工業発展の

先駆となったものである。

釜六と釜七の住居付近の横十間川筋を釜屋堀というが、この川の修理監督は両家が鋳物材料など船便で運搬し川を利用する報償の意味で負担していたことによるものである。

釜六の初代六右衛門は正次と名のり、寛永17年(一六四〇)江戸に出府、延宝5年(一六七七)に朝廷から「近江大祿」の称号が与えられ、それ以後は「太田近江大祿藤原正次」の名をその作品銘としていいる。代々子孫もこの称号をもちいたのである。

初代釜六の作品は、九品仏浄真寺(世田谷区)に寺宝「飛び茶釜」がある。代々の作品が現在都内に多く現存している。代表的作品は、墨田区回向院の宝永2年(一七〇五)鋳造の大仏像、台東区浅草寺弁天山の元禄5年(一六九二)鋳造の梵鐘などがある。釜六家は十一代正寿のとき明治初年廃業した。

釜七家は田中氏を称し、その初代は釜六と同郷出身にして、二人とも江州で免状を受



現在の釜屋跡

けた鋳物師36人のうちの一人だった。二人は同時に江戸にきて住居も同じ場所であった。その作品も釜六と同じように鍋釜を主とし、のちには梵鐘、仏像、天水桶なども鋳造した。その作品の現存は少ないが、

(滝沢馬琴の墓所)の文政9年(一七九四)鋳造の天水桶。当区亀戸8丁目浅間神社の明治33年(一九〇〇)鋳造の天水桶がのこっている。明治末年のころ廃業した。将軍が江東方面へ出遊のときには、たきだし用の鍋釜を提供し、寛政6年(一七九四)の家斉の小金原鹿狩のときには、両家から狩場の用の鍋釜をさしだしたとつたえている。

目黒区下目黒羅漢寺の嘉永4年(一八五二)鋳造の天水桶、谷区烏山源正寺にある。文京区小石川茗荷谷深光寺(昭和60年当時の原文で掲載)

第4回 通常総会のご案内

開催日…6月2日(火)

会場…アンフェリシオン 5階「カーサ」

第1部 第4回通常総会(午後4時~同5時30分)

第1号議案 平成26年度事業報告承認の件

第2号議案 平成26年度決算報告承認の件

第3号議案 賛助会員の会費改訂(案) 承認の件

第4号議案 役員改選(案) 承認の件

報告事項1 平成27年度事業計画について

報告事項2 平成27年度収支予算について

第2部 懇談会(午後5時45分~)

会費…無料

※本誌5月号に正式なご案内状を同封します



▼春になると想い出す。大阪伊丹空港の隣町、池田の銘酒「呉春」を、駅前前の馴染みの居酒屋の親父さんがドーンと一本出してくれた。これが飲みたくて出張の度によく通った。大阪湾で採れるなぜか蛸が抜群に旨い店だった。店の名前にもタコが付いていた。大阪湾の魚肴はどれも旨い。

▼「大体なあ、関東モンが飲むから、地元になくなってしまらんじゃーい」。店の奥から酔っ払いのデカイ声。店の中をピリッとした空気が流れ、しばし沈黙が………………。エーッ?その男がこっちに来た。「オイ!オレにも飲ませてくれ」。

店の中がいつもの賑わいに戻った。

▼今年には阪神淡路大震災から20年が経つ。震災前の出来事であるが、その気の合った酔人とは未だ会えない。もう一度、銘酒「呉春」を飲み交わりたい。

(M)

江東東税務署管内の法人企業の皆様へ

江東東税務署

御社の従業員の皆様への確定申告に関する情報提供のお願い

～国税庁ホームページで申告書が作成できます～

国税庁ホームページ (www.nta.go.jp) では、確定申告に関する各種の情報を入手することができる「確定申告特集ページ」が開設されており、その中の「源泉徴収義務者の方へ」に、給与所得者の皆様へのお知らせ「あなたの確定申告をサポートします」が掲載されています。これは、確定申告をする給与所得者の方に、申告書作成に便利な「確定申告書等作成コーナー」等を御案内するものです。

つきましては、国税庁ホームページから「あなたの確定申告をサポートします」のデータをダウンロードいただき、御社の従業員の皆様に回覧、メール配信、電子掲示板への掲載などの方法で情報提供していただくよう御協力をお願いいたします。

「あなたの確定申告をサポートします」データの入手方法

- ① 国税庁ホームページのトップページにある「確定申告特集」のバナーをクリック
- ② 「源泉徴収義務者の方へ」をクリック
- ③ 「確定申告特集ページご案内の情報データ」中のファイルをダウンロード
(7種類のファイルの中からお選びください。)

平成27年度 国税専門官募集

国税専門官とは、国税局や税務署において、税務のスペシャリストとして法律・経済・会計等の専門知識を駆使し、適正な課税を維持し、また租税収入を確保するための事務を行います。

- ◇受験資格
- 1 昭和60年4月2日～平成6年4月1日生まれの者
 - 2 平成6年4月2日以降生まれの者で次に掲げるもの
 - (1) 大学を卒業した者及び平成28年3月までに大学を卒業する見込みの者
 - (2) 人事院が(1)に掲げる者と同等の資格があると認める者
- ◇申込手続
- 1 インターネット申込み (原則、インターネット申込みとなります。)
 - (1) 受付期間
平成27年4月1日(水)9時～平成27年4月13日(月) [受信有効]
 - (2) 受験案内 (インターネット申込用) 交付期間
平成27年2月2日(月)～平成27年4月13日(月)
 - (3) 受験案内 (インターネット申込用) 交付場所
東京国税局又は最寄りの税務署若しくは人事院各地方事務局 (所)
(注) 人事院ホームページからもダウンロードすることができます。
[http://www.jinji.go.jp/saiyo/saiyo.htm]
 - 2 インターネット申込みができない場合 (受験申込書を郵送又は持参)
 - (1) 受付期間
平成27年4月1日(水)～平成27年4月2日(木)
[平成27年4月2日(木)までの通信日付印有効]
 - (2) 受験申込書・受験案内 (郵送・持参申込用) 交付期間
平成27年2月2日(月)～平成27年4月2日(木)
 - (3) 受験申込書・受験案内 (郵送・持参申込用) 交付場所
東京国税局又は最寄りの税務署若しくは人事院各地方事務局 (所)
- ◇試験日
- 第1次試験 平成27年6月7日(日)
第2次試験 平成27年7月14日(火)～平成27年7月22日(水)のうち指定された日時

(注) 詳細については、お気軽に江東東税務署総務課 (TEL03-3685-6311内線2011) までお尋ねください。

確定申告は正しくお早めに！

ー江東都税事務所からお知らせー

自動車の移転手続・廃車手続はお済みですか？



自動車税は、毎年4月1日現在、自動車検査証（車検証）に記載されている所有者（割賦販売の場合は使用者）の方に課税されます。

自動車を譲渡したときは移転登録、廃車したときは抹消登録の手続きが必要です。お早めに、管轄の運輸支局又は自動車検査登録事務所で手続きをお済ませください。

◇ **自動車を譲渡したとき：平成27年3月31日（火）**までに移転登録をお済ませください。

★ 移転登録の手続きがお済みでないと、手放したはずの自動車に自動車税が課税され、トラブルの原因となります。

◇ **廃車等で自動車を使わなくなったとき：速やかに抹消登録をお済ませください。**

★ 抹消登録の手続きがお済みでないと、廃車したはずの自動車に自動車税が課税され、トラブルの原因となります。

登録手続に関しては、以下のホームページをご覧ください。

〈国土交通省ホームページ「自動車検査・登録ガイド」〉

http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr6_000007.html

【お問い合わせ先】東京都自動車税コールセンター 03-3525-4066

平日 午前9時～午後5時

（土日・祝日、年末年始 12/29～1/3 を除く）

行事予定

3月

5日(木)	決算法人説明会	午前の部 午後の部	午前 10 時 午後 2 時 午後 3 時	カメラプラザ 法人会館
18日(水)	源泉部会 研修会 内容：「源泉所得税の基礎知識」 講師：江東東税務署担当官		午後 3 時	法人会館
19日(木)	無料記帳相談・税務相談		午前 10 時	法人会館
26日(木)	第 5 回 理事会		午後 3 時30分	法人会館

4月

1日(水)	東砂第2支部研修会		午後 6 時30分	東砂北集会所
7日(火)	東砂第3支部研修会		午後 6 時	東砂南地区集会所
14日(火)	南砂第1支部研修会		午前10時30分	南砂北地区集会所
15日(水)	無料記帳相談・税務相談 決算法人説明会		午前 10 時 午後 2 時	法人会館 江東東税務署
21日(火)	女性部会 第48回 通常総会		午後 2 時30分	法人会館
24日(金)	青年部会 第44回 通常総会		午後 5 時	法人会館
27日(月)	第 1 回理事会		午後 3 時	法人会館

5月

12日(火)	無料記帳相談・税務相談		午前 10 時	法人会館
14日(木)	新設法人説明会		午後 2 時	江東東税務署
21日(木)	亀戸第9支部研修会		午前10時30分	亀戸東地区集会所

◎内容・講師が未定となっている各部会の研修会等は、決まり次第ホームページに掲載しますので、ホームページをご覧ください。

◎各種研修会・説明会には会員以外の方の参加も可能です。お問い合わせは次まで。 ☎03-3684-2303

管内法人数 4,511社 法人会員数 1,885社 加入率 41.79% (平成27年1月31日現在)

バックナンバーはホームページをご覧ください。 <http://www.koto-higashi-h.or.jp/>